

## 議案第9号

### 物品売買契約の締結について

物品売買について、下記のとおり契約を締結したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 令和7年度 中学校教師用教科書・指導書・デジタル教科書購入事業
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 ￥7,205,632-  
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額￥643,900-)
- 4 契約の相手方 住所 佐賀県三養基郡みやき町大字西島366番地  
氏名 専州文庫 平川 みね子

令和 7年 3月 3日提出

みやき町長 岡 毅

#### 提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

# 物品売買仮契約書



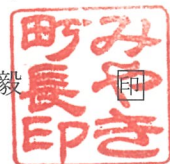
1 件名	令和7年度 中学校教師用教科書・指導書・デジタル教科書
2 履行場所	みやき町立北茂安中学校及びみやき町立三根中学校
3 履行期限	令和7年4月10日
4 契約金額	¥7,205,632- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥643,900-) (*消費税率は10% 教科書は非課税)  内訳) 教科書 ¥122,732-(197冊) 指導書・デジタル教科書 ¥7,082,900-(147冊) (うち消費税額¥643,900-)
5 契約保証金	免除 (みやき町財務規則第138条第4項第6号適用)

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 2月18日

発注者 住所 佐賀県三養基郡みやき町  
大字東尾737-5  
氏名 みやき町長 岡 毅



受注者 住所 佐賀県三養基郡みやき町  
大字西島366  
氏名 専州文庫 平川 みね子



## **(総則)**

第1条 物品名、銘柄、型式、規格、構造、形状、寸法、数量、金額の明細は、別表のとおりとする。

## **(検査)**

第2条 受注者は、この契約を履行し物品の引渡しをしようとするときは、発注者に通知し、引渡し後直ちに使用可能な状態にして発注者の検収検査を受けなければならない。

2 前項の発注者の検収検査は、物品を納入するときに受注者の立会いを求めて行うことを原則とする。ただし、技術的理由その他により検査等に期日を要するものについては、納入の日から10日以内に行うものとする。

3 第1項に規定する発注者の検査の結果、種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があったときは、受注者は発注者の指定する期限内に取替えをし、また数量等に不足部分があるときはこれを追納し、さらに発注者の検査を受けなければならない。この場合における物品の納入及び再検査等については、前2項の規定を準用する。

## **(所有権の移転)**

第3条 物品の所有権は、受注者が前条の検査が終了し、納入場所において発注者に引渡したときをもって発注者に移転するものとする。

## **(危険負担)**

第4条 第2条第2項に規定する検査までの間に起こった損害は、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。ただし、発注者の不注意又は天災地変その他やむを得ないものと発注者が認めた場合においては、発注者は受注者の負担を免除することができる。

## **(費用の負担)**

第5条 物品を発注者に引渡すまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

## **(契約不適合責任期間等)**

第6条 発注者は、第3条に規定した引渡し後の物品に第2条に定める検査において容易に発見されなかった契約不適合があったときは、受注者に対して補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡し（以下「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において発注者が履行の追完を請求した場合には、受注者は発注者の請求と異なる方法により履行することはできない。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて、代金の減額を請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定による履行の追完、損害賠償の請求又は代金の減額請求は、第3条の規定による引渡しを受けた日から12ヶ月以内に行わなければならない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によっ

て知らなかったときはこの限りでない。

#### **(履行遅延)**

第7条 受注者が履行期限内に契約の履行を行わないときは、受注者は発注者に対し違約金を支払うものとする。この場合の違約金は履行期限の翌日から起算し、納入の日までの日数に応じ未納物品の代価に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

2 発注者が第13条に規定する契約代金の支払いを行わないときは、発注者は受注者に対し遅延利息を支払うものとする。この場合の遅延利息は約定の支払時期到来日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対して、契約日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額に相当する金額とする。

3 前2項の規定により計算した金額が100円未満であるときは支払を要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### **(不可抗力による契約内容の変更)**

第8条 受注者は、契約締結後に天災又は不可抗力その他特別の事由により、契約内容が著しく不相当であると認められるに至った時は、その実情に応じ、発注者と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。この場合、発注者が正当と認めたときは、その日数に限り受注者の違約金の支払いを免除することができる。

#### **(発注者の催告による解除権)**

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 特別の理由がなく、履行期限内に債務の履行ができる見込がないとき又は債務を履行しなかったとき。

(2) 納入に関し不正の行為があったとき。

(3) その他この契約に違反したとき。

#### **(契約が解除された場合等の違約金)**

第9条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者の既納の物品を現状有姿のまま受注者に返還し、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、天災又は不可抗力その他特別の事由によるときは、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合と

みなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 4 発注者は、前条の規定により受注者にこの契約を解除したことによる損害が生じても、何ら補償の義務を負わないものとし、受注者はこれについて一切異議を申し立てないものとする。

#### **(発注者の催告によらない解除権)**

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第9条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者（受注者が法人であるときは非常勤を含む役員及びその使用人、法人以外の団体にあつては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつては使用人を含む。）が次のアからケまでのいずれかに該当するものと認められるとき。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの  
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用しているもの  
キ アからカまでのいずれかに該当するものが受注者の経営に実質的に関与しているもの

ク 下請契約、資材及び原材料の購入契約等の相手方がアからキまでのいずれかに該当するものであることを知りながら契約を締結したもの

ケ 受注者がアからキまでのいずれかに該当するものを下請契約、資材及び原材料の購入契約等の相手方としていた場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたときに、これに従わなかったもの

2 前条の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。この場合において、前条第1項中及び第4項中にある「前条」は「第10条第1項」と読み替えるものとする。

第10条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、受注者に対し同法第61条第1項の排除措置命令又は同法第62条第1項の納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 受注者（法人にあってはその役員及び使用人を含む。）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。発注者が物品の引渡しを受けた後も、同様とする。

3 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者が受注者に対し、その超過する額の賠償を請求することを妨げない。

4 受注者は、第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、当該解除により生じた損害の賠償を発注者に請求することはできない。

5 第9条の2第3項の規定は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

#### **(損害賠償)**

第 11 条 受注者は、第 7 条第 1 項、第 9 条の 2、第 10 条及び前条に定めるもののほか、発注者の買入れ目的を阻害し発注者に損害を与えたときは、当該物品の購入に際して発生した損害に相当する額として発注者が定める損害賠償額を発注者に支払わなければならない。

#### **(特許権等の使用)**

第 12 条 受注者は、契約の履行にあたって、特許権その他第三者の権利の対象となっているものを使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### **(契約代金の支払い)**

第 13 条 契約代金は、発注者の検査に合格した物品の引渡し後、受注者が適正な請求書を提出した日から 30 日以内に支払うものとする。

#### **(契約内容の変更)**

第 14 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

2 前項の場合、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が成立しないときは、発注者の認めた額とする。

#### **(契約保証金の還付)**

第 15 条 契約期間が満了し、かつ違約金について納付の必要がないとき、又は完納したとき、発注者はみやき町財務規則の規定により契約保証金を直ちに還付するものとする。

2 契約保証金には利息を付さない。

#### **(権利義務の譲渡等)**

第 16 条 受注者は、発注者の承認を得ないでこの契約に関する権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し及び請け負わせ、並びに担保に供することはできない。ただし、あらかじめ書面によってその内容を明らかにし、発注者の承認を得た場合には、この限りではない。

#### **(契約外の事項)**

第 17 条 この契約に定めるもののほか、契約の履行について必要な事項は、みやき町財務規則の定めるところによる。

#### **(疑義等の決定)**

第 18 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、当事者間で協議の上決定するものとする。

#### **(本契約)**

第 19 条 この契約は、みやき町議会の議決を得た日をもって本契約とする。

別表

令和7年度 中学校教師用教科書・指導書・デジタル教科書購入

合計金額 7,205,632円

\* 消費税率は10% 教科書は非課税

	北茂安中学校		三根中学校			
	数量	金額	数量	金額		
合計	344	7,205,632	209	3,849,822	135	3,355,810



別表

合計金額 7,205,632円

物品名	学年・巻	本体価格	税込価格	北茂安中学校		三根中学校		備考
				数量	金額	数量	金額	
教科書 光村「国語」	1	887	887	5	4,435	4	3,548	*
	2	887	887	5	4,435	4	3,548	*
	3	917	917	4	3,668	4	3,668	*
光村「国語 学習指導書・デジタル教科書等セット」	1	35,000	38,500	1	38,500	1	38,500	
	2	35,000	38,500	1	38,500	1	38,500	
	3	35,000	38,500	1	38,500	1	38,500	
光村「国語 教師用指導書（朱書）」	1	7,000	7,700	3	23,100	2	15,400	
	2	7,000	7,700	3	23,100	2	15,400	
	3	7,000	7,700	3	23,100	2	15,400	
光村「国語 指導者用デジタル教科書」	1	78,000	85,800	1	85,800	1	85,800	
	2	78,000	85,800	1	85,800	1	85,800	
	3	78,000	85,800	1	85,800	1	85,800	
小計				29	454,738	24	429,864	

物品名	学年・巻	本体価格	税込価格	北茂安中学校		三根中学校		備考
				数量	金額	数量	金額	
教科書 光村「中学書写」	1～3	483	483	8	3,864	3	1,449	*
光村「書写 学習指導書・デジタル教科書等セット」	1～3	20,000	22,000	3	66,000	2	44,000	
小計				11	69,864	5	45,449	

物品名	学年・巻	本体価格	税込価格	北茂安中学校		三根中学校		備考
				数量	金額	数量	金額	
教科書 帝国「社会科 地理」		858	858	8	6,864	3	2,574	*
地図 帝国「中学校社会科地図」		1,220	1,220	3	3,660	3	3,660	*
教科書 東書「新編 新しい社会歴史」		858	858	8	6,864	3	2,574	*
教科書 東書「新編 新しい社会公民」		858	858	4	3,432	3	2,574	*
帝国「社会科 地理 学習指導書・デジタル教科書等セット」		88,000	96,800	1	96,800	1	96,800	
帝国「社会科 地理 学習指導書」		17,000	18,700	2	37,400	1	18,700	
帝国「社会科地図 学習指導書・デジタル教科書等セット」		79,000	86,900	1	86,900	1	86,900	
帝国「社会科地図 学習指導書 書籍単体版」		16,000	17,600	2	35,200	0	0	
東書「新しい社会 歴史 学習指導書・デジタル教科書等セット」		78,000	85,800	1	85,800	1	85,800	
東書「新しい社会 歴史 学習指導書セット」		18,000	19,800	2	39,600	1	19,800	
東書「新しい社会 公民 学習指導書・デジタル教科書等セット」		76,000	83,600	1	83,600	1	83,600	
東書「新しい社会 公民 学習指導書セット」		16,000	17,600	2	35,200	1	17,600	
小計				35	521,320	19	420,582	

別表

物品名	学年・巻	本体価格	税込価格	北茂安中学校		三根中学校		備考
				数量	金額	数量	金額	
教科書 啓林館「未来へひろがる数学」	1	678	678	5	3,390	4	2,712	*
	2	678	678	5	3,390	3	2,034	*
	3	678	678	4	2,712	3	2,034	*
啓林館「数学 学習指導書 第1部 通論」	1~3	9,500	10,450	1	10,450	1	10,450	
啓林館「数学 学習指導書・デジタル 教科書等セット」	1	97,000	106,700	1	106,700	1	106,700	
	2	97,000	106,700	1	106,700	1	106,700	
	3	97,000	106,700	1	106,700	1	106,700	
啓林館「数学 教師用指導書」	1	29,000	31,900	2	63,800	2	63,800	
	2	29,000	31,900	2	63,800	2	63,800	
	3	29,000	31,900	2	63,800	2	63,800	
小計				24	531,442	20	528,730	

物品名	学年・巻	本体価格	税込価格	北茂安中学校		三根中学校		備考
				数量	金額	数量	金額	
教科書 啓林館「未来へひろがるサイエ ンス」	1	824	824	5	4,120	3	2,472	*
	2	824	824	5	4,120	3	2,472	*
	3	824	824	4	3,296	3	2,472	*
啓林館「理科 学習指導書 第1部 総説」	1~3	10,000	11,000	1	11,000	1	11,000	
啓林館「理科 学習指導書・デジタル 教科書等セット」	1	94,000	103,400	1	103,400	1	103,400	
	2	94,000	103,400	1	103,400	1	103,400	
	3	94,000	103,400	1	103,400	1	103,400	
啓林館「理科 教師用指導書」	1	26,000	28,600	2	57,200	2	57,200	
	2	26,000	28,600	2	57,200	2	57,200	
	3	26,000	28,600	2	57,200	2	57,200	
小計				24	504,336	19	500,216	

物品名	学年・巻	本体価格	税込価格	北茂安中学校		三根中学校		備考
				数量	金額	数量	金額	
教科書 教芸「中学生の音楽」	1	277	277	1	277	1	277	*
	2・3上	278	278	1	278	1	278	*
	2・3下	270	270	1	270	1	270	*
教科書 教芸「中学生の器楽」	1~3	307	307	1	307	1	307	*
教芸「音楽 学習指導書・デジタル 教科書等セット」	1	72,500	79,750	1	79,750	1	79,750	
	2・3上	72,500	79,750	1	79,750	1	79,750	
	2・3下	75,000	82,500	1	82,500	1	82,500	
教芸「器楽 学習指導書・デジタル 教科書等セット」	1~3	50,500	55,550	1	55,550	1	55,550	
小計				8	298,682	8	298,682	

## 別表

				北茂安中学校		三根中学校		
物品名	学年・巻	本体価格	税込価格	数量	金額	数量	金額	備考
教科書 日文「美術」	1	363	363	1	363	1	363	*
	2・3上	364	364	1	364	1	364	*
	2・3下	364	364	1	364	1	364	*
日文「美術 学習指導書・デジタル教科書等セット」	1	38,000	41,800	1	41,800	1	41,800	
	2・3上	38,000	41,800	1	41,800	1	41,800	
	2・3下	38,000	41,800	1	41,800	1	41,800	
小計				6	126,491	6	126,491	
				北茂安中学校		三根中学校		
物品名	学年・巻	本体価格	税込価格	数量	金額	数量	金額	備考
教科書 学研「新・中学保健体育」	1~3	466	466	3	1,398	2	932	*
学研「保健体育 学習指導書・デジタル教科書等セット」	1~3	56,000	61,600	3	184,800	1	61,600	
小計				6	186,198	3	62,532	
				北茂安中学校		三根中学校		
物品名	学年・巻	本体価格	税込価格	数量	金額	数量	金額	備考
教科書 開隆堂「技術・家庭」	技術	729	729	1	729	1	729	*
	家庭	729	729	1	729	1	729	*
開隆堂「技術・家庭 学習指導書・デジタル教科書等セット」	技術	70,000	77,000	1	77,000	1	77,000	
	家庭	70,000	77,000	1	77,000	1	77,000	
小計				4	155,458	4	155,458	
				北茂安中学校		三根中学校		
物品名	学年・巻	本体価格	税込価格	数量	金額	数量	金額	備考
教科書 開隆堂「Sunshine English Course」	1	360	360	5	1,800	3	1,080	*
	2	360	360	5	1,800	3	1,080	*
	3	360	360	4	1,440	3	1,080	*
開隆堂「英語 学習指導書・デジタル教科書等セット」	1	148,000	162,800	1	162,800	1	162,800	
	2	148,000	162,800	1	162,800	1	162,800	
	3	148,000	162,800	1	162,800	1	162,800	
開隆堂「英語 教師用指導書」	1	49,000	53,900	2	107,800	1	53,900	
	2	49,000	53,900	2	107,800	1	53,900	
	3	49,000	53,900	2	107,800	1	53,900	
小計				23	816,840	15	653,340	

別表

物品名	学年・巻	本体価格	税込価格	北茂安中学校		三根中学校		備考
				数量	金額	数量	金額	
教科書 日文「中学道徳」	1	411	411	5	2,055	2	822	*
	1 道徳ノート	70	70	5	350	0	0	*
	2	411	411	4	1,644	2	822	*
	2 道徳ノート	70	70	4	280	0	0	*
	3	411	411	4	1,644	2	822	*
	3 道徳ノート	70	70	4	280	0	0	*
日文「道徳 学習指導書・デジタル教科書等セット」	1	34,000	37,400	1	37,400	1	37,400	
	2	34,000	37,400	1	37,400	1	37,400	
	3	34,000	37,400	1	37,400	1	37,400	
日文「道徳 教師用指導書」	1	6,000	6,600	4	26,400	1	6,600	
	2	6,000	6,600	3	19,800	1	6,600	
	3	6,000	6,600	3	19,800	1	6,600	
小計				39	184,453	12	134,466	



\* 消費税率は10% 教科書は非課税

	北茂安中学校		三根中学校	
	数量	金額	数量	金額
合計	344	7,205,632	209	3,849,822
			135	3,355,810



# 代理店証明書

下記事業所は下記受持学校における「令和7年度使用教科書・指導書・指導資料（デジタル教科書含む）」の販売代理店であることを証明いたします。

## 記

事業所名 専州文庫  
代表者名 平川 みね子  
所在地 佐賀県三養基郡みやき町大字西島 366  
電話番号 0942-96-2048

受持学校  
【みやき町】 北茂安小学校、三根東小学校、三根西小学校  
北茂安中学校、三根中学校  
以上 小学校3校・中学校2校

令和7年 2月12日

佐賀県佐賀市本庄町大字正里 43-1

佐賀県教科書株式会社

代表取締役 池田 剛太郎

